



# 福島テルサ施設利用のご案内

〒960-8101 福島市上町 4-25

TEL 024-521-1500

FAX 024-523-4115

<http://www.f-shinkoukousha.or.jp>

## 利用時間

午前9時から午後10時まで（「準備」、「あとかたづけ」の時間も含みます）

## 申込受付期間

F Tホール・・・使用日の2ヶ月前から1ヶ月前まで

会議室等・・・使用日の1ヶ月前から7日前まで

## 申込受付時間

午前9時から午後6時まで

## 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）の6日間

ただし、施設点検等のため臨時に休館する場合がございます。

## 申込方法

### （1）予約方法

- ・窓口または電話での予約が可能です。

### （2）使用申請の手続き

- ・ 予約日から10日以内にご来館の上、申請手続きをしてください。  
（使用日が近い場合は、別途定めた期日までに手続きください。）
- ・ 遠方でご来館いただけない場合は、郵送での手続きも可能です。
- ・ 所定の申請書に必要事項を記入のうえ受付窓口に提出してください。

### （3）利用料金の納入

- ・ 利用料金は前納となっておりますので、申請と同時に納入してください。
- ・ 振り込みでの納入も可能です。その場合は、定めた期日までにお振り込みください。  
（振込手数料はお客様負担となります。）
- ・ 納付された利用料金は、規則で定められている以外はお返しできませんのでご注意ください。

### （4）使用許可書の交付

- ・ （2）（3）の手続きが完了した後に使用許可書をお渡し致します。使用日に受付にご提示ください。

## 使用の取消・変更

### （1）申請手続き

- ・ 「使用変更（取消）申請書」を提出してください。
- ・ 取消又は変更が認められたときの利用料金の還付については、裏面「取消・変更に伴う利用料金の還付」をご覧ください。

（注意） 変更できるのは、一申請書につき1回のみです。

使用日を変更した後にその使用を取り消した場合の利用料金の還付については、変更前の使用日が裏面「取消・変更に伴う利用料金の還付」中の「使用開始日」となります。

### （2）還付金の支払方法

- ・ 還付金の支払いはすべて銀行振込になり、その際の振込手数料はお客様負担となります。

## 使用を許可できない場合

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- ・ 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- ・ 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- ・ その他管理運営上支障があるとき。

## 使用当日の手続き

- ・ 使用許可書を受付窓口にご提示ください。
- ・ 受付で終了届用紙をお渡ししますので、所定の事項をご記入の上終了後に受付に提出してください。
- ・ 使用が終了したときは、直ちに使用場所を原状に戻してください。

## 使用許可の取消及び中止

次のような場合、使用の許可の取消、若しくは条件の変更又は使用の停止をしていただくことがあります。

- ・ 条例又は規則に違反したとき。
- ・ 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
- ・ 上記の「使用を許可できない場合」のいずれかに該当したとき。
- ・ 使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡、若しくは転貸したとき。
- ・ 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

## その他の注意事項

- ・ F Tホール舞台上・客席での喫煙・飲食・飲酒及び危険物の持ち込みをお断りします。
- ・ 会議室等での飲食は可能です。ただし館内レストランよりご注文いただいたものに限ります。外部からの飲食物の持ち込みはお断りいたします。
- ・ F Tホールへの来場者の整理については、使用者側にてお願い致します。なお、整理不十分による事故については、当館にて責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 災害時には係員の指示に従って落ち着いて避難してください。
- ・ 催事などを円滑に行うため、必ず係員と詳細な事前打合せを行ってください。
- ・ 催事の内容によっては、警察署、消防署、税務署などへの届け出が必要です。
- ・ 室内で電力を使用される場合は、前もってご連絡下さい。

### 【取消・変更に伴う利用料金の還付】

#### 取消

##### F Tホール

- 1、使用者の責めによらない場合・・・100%
- 2、使用者が使用開始日の6ヶ月前から  
5日前までに使用の取消を申し出たとき・・・50%
- 3、使用者が使用開始日の4日前から使用の取消を申し出たとき・・・0%

##### 会議室等

- 1、使用者の責めによらない場合・・・100%
- 2、使用者が使用開始日の1ヶ月前から  
5日前までに使用の取消を申し出たとき・・・50%
- 3、使用者が使用開始日の4日前から使用の取消を申し出たとき・・・0%

#### 変更

使用者が使用日の5日前まで変更をし、利用料金に減額が生じたとき・・・減額された額